

国税（所得税・法人税）との比較

項 目	固定資産税の取扱い （償却資産）	国税の取扱い （所得税・法人税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は定率法・ 定額法の選択
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却 （一定の場合は半年償却）
圧縮記帳の制度 （注1）	認められません	認められます
特別償却 割増償却	認められません	認められます （租税特別措置法）
増加償却 （注2）	認められます	認められます （所得税法・法人税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。）	合算評価
中小企業者等の少額 償却資産の取得価額の 損金算入の特例 （注3）	認められません	認められます

（注1） 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金で取得した資産等で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

（注2） 増加償却又は陳腐化資産の一時償却

所得税法若しくは法人税法の規定による増加償却又は陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行います。

なお、増加償却の場合は税務署長への届出書の写しを、陳腐化資産の一時償却の場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

（注3） 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第28条の2及び第67条の5）を受け、一定の中小企業者に該当する法人等が平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をした少額減価償却資産（取得価額が30万円未満であるもの）について損金算入した資産であっても、固定資産税上は課税客体となります。